



# 立川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

3月1日(日) 開始



市は、「立川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を開始します。お二人またはいずれかが性的マイノリティの方、そのお子さんや親御さんがパートナーシップまたはファミリーシップ宣誓書を市に提出すると、宣誓があったことを示す受領証明書・証明カードを市が交付します。

この制度は、立川市男女平等参画基本条例の理念に基づき、市民一人ひとりがその個性と能力を発揮できる社会と「性の多様性」に対する理解促進を目指すものです。

制度利用の手続きや必要書類等、くわしくは市ホームページをご覧ください。  
問男女平等推進課・内線4851



## 対象

### ● パートナーシップ宣誓

次の全てに該当する方

- ▶ お二人またはいずれかが性的マイノリティで、互いを人生のパートナーとして協力し合い、生活を共にすることを約束していること
- ▶ 成年に達していること
- ▶ 市内に住所を有している、または宣誓日から3か月以内に市内へ転入を予定していること
- ▶ 他の方と婚姻関係(事実婚を含む)にないこと
- ▶ 他の方とパートナーシップにないこと
- ▶ パートナーシップにある方と近親者同士ではないこと

### ● ファミリーシップ宣誓

上記パートナーシップ宣誓制度対象者の子または親

市は、性の多様性について理解が広がり、自分の性も他者の性も大切にする社会を目指しています。



## LGBTQ+ / SOGIって?

- L レズビアン(同性を好きになる女性)
- G ゲイ(同性を好きになる男性)
- B バイセクシュアル(同性も異性も好きになる人)
- T トランスジェンダー(生物学的な性と性自認が異なる人)
- Q クエスチョニングまたはクイア(性自認・性的指向が決まっていない人)
- + LGBTQ以外の多様な性的マイノリティの人

性には、「生物学的な性(戸籍に記される性)」「性的指向(好きになる性)」「性自認(自分が認識している性)」など、多様な側面があります。これらは一律のものではなく、「戸籍上の性は女性だが、自分を男性と認識している」「自分を女性と認識しており、女性に恋愛感情を持つ」など、人によってさまざまです。

性は多様であり、LGBTQとそれに当てはまらない人もいることを表すために「+」を付けて、性的マイノリティの総称として「LGBTQ+」と表現することがあります。

また、近年は性的マイノリティを含め、全ての人に関わる概念として「性的指向(Sexual Orientation)」と「性自認(Gender Identity)」の頭文字をとった「SOGI(ソジ)」を用いるようになってきています。

## パブリックコメントを実施

### 立川市がん条例素案

令和7年第1回市議会定例会での請願採択を受けて、市議会議員有志による立川市がん条例策定検討プロジェクトチームで協議を重ね、「立川市がん条例素案」をまとめました。

この素案について、市民の皆さんに意見を聞くパブリックコメントを実施します。これは、条例等の策定段階で市民の皆さんのご意見を広く求めて条例策定の参考とさせていただくものです。

素案のくわしい内容は、市ホームページ(2次元コード)のほか、議会事務局(市役所3階93番窓口)、市政情報コーナー(市役所3階)、窓口サービスセンター、女性総合センター、各地域学習館、各図書館等でご覧になれます。

なお、いただいたご意見は、市ホームページ等でお知らせします。

がんに向き合う人もそうでない人も、互いに尊重しあい、市民の誰もが生涯にわたって健やかに安心して過ごせる立川をつくるための条例です。



### 皆さんのご意見をお聞かせください

2月9日(月)~3月9日(月)〔必着〕に、専用フォーム(2次元コード)、または「立川市がん条例素案」、住所、氏名、意見を書いて、直接、郵送、ファックス、Eメールで議会事務局(市役所3階93番窓口)内線3322 fax(526) 6369 gikai@city.tachikawa.lg.jpへ

